

当麻町木質燃料ストーブ等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、当麻町木質燃料ストーブ等設置補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、当麻町補助金等交付規則（昭和63年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質燃料ストーブ等 木質燃料ストーブ、木質ブリケットストーブ、木質ペレットストーブをいう。
- (2) 戸建専用住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅（床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供されているもの）をいい、二世帯が独立した住宅型式を含む。
- (3) 二次燃焼システム 一次燃焼で燃焼しきれなかったガスを再度燃やすことで、燃焼効率を高め排煙の中の不純物を最小限に抑えるシステムをいう。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件の全てを満たす木質燃料ストーブ等の設置に係る経費（消費税及び地方消費税を除く）とする。ただし、国、道、当麻町その他補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 木質燃料ストーブ等の設置に係り、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守していること。
- (2) 設置しようとする木質燃料ストーブ等が、二次燃焼以上のシステムを有していること。ただし、木質ペレットストーブについてはこの限りではない。
- (3) 設置しようとする木質燃料ストーブ等の主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類する耐久性を有するものであること。
- (4) 設置しようとする木質燃料ストーブ等に接続される煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること。ただし、強制給排気式（FF式、FE式）の場合で、排気筒を屋内にて立ち上げる場合はこの

限りではない。

(5) その他町長が必要と認める要件

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、当麻町内に住所を有する個人又は当麻町内に戸建専用住宅を新築する個人で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当麻町内において自らが居住する戸建専用住宅に暖房用として、木質燃料ストーブ等(中古品を除く。)の設置をしようとする者。
- (2) 地方税及び上下水道料金等、町への納入金を完納していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、木質燃料ストーブ等の設置に係る経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)以内で上限額は20万円とし、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金等交付申請書に次の各号に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 木質燃料等ストーブの設置に伴う契約書の写し又は対象経費内訳書
- (2) 地方税等の納税状況が確認できる書類(納税証明書)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困

難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了時に速やかに補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 木質燃料ストーブ等の設置が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第10条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。